

## 第28回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年11月9日(木)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 分室1-2階 第1会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

### <農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
3番	遠藤	秀生	4番	大宮	茂男
6番	飯野	文夫	7番	坂卷	洋行
8番	石井	マサ子	9番	岡田	英夫
11番	村越	等	12番	橋本	英介
13番	谷田	和代	14番	平川	徹
15番	染谷	茂	16番	山崎	明久

16名中14名出席

### <農地利用最適化推進委員>

17番	友野	博之	18番	小川	克己
19番	栗原	豊	20番	染谷	織恵
21番	大塚	信幸	22番	豊田	佐智子
23番	木村	寿	24番	関根	勝敏
25番	濱嶋	静	26番	富澤	英三
27番	林	敏夫	28番	飯田	利明
29番	石井	一美	30番	砂川	晴彦
31番	坂卷	儀治			

15名中15名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

5番 成嶋 君美      10番 寺島 和彦

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長      寺嶋      浩  
統括リーダー 兼 岡      洋      和

副主幹 山 本 雅 代  
副主幹 柿 崎 祐 一

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について

(午後2時00分開議)

**議長** ただいまより第28回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中14名、推進委員15名中15名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

**議長** 議長一任ということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは指名をいたします。

石井マサ子委員，岡田英夫委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程2 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，御了承願ひます。

今月の担当は，第4調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，坂巻洋行委員長よろしくお願ひいたします。

**坂巻洋行委員長** 農地第4調査会は，去る11月1日，2日，令和5年度，第8回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条2件，第4条1件，第5条3件，許可を要しない土地の証明願1件，主たる従事者証明1件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和5年7月初旬に開催された第24回総会の議案第1号の3件及び議案第2号の1件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

それでは，日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

**坂巻洋行委員長** 1 番について、御報告します。

調査会資料は、2 ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が、隣接農地の持分を増やして、耕作を拡大するため、また、●●の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、贈与による所有権の移転を伴う許可申請です。

なお、贈与は親子による家族間です。

申請地は、花野井の畑●●筆、計●●㎡のうちの持分 1 / 4 で、●●, ●●を栽培する計画です。

また、譲渡後の当該地の持分は、譲受人、譲渡人とも 1 / 2 となります。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 4 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

**坂巻洋行委員長** 2 番について、御報告します。

調査会資料は、5ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が、耕作を拡大するため、また、●●の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、高田の畑●●筆、●●㎡で、●●、●●、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**山崎委員** 山崎です。この譲受人の今所有している土地は、どっち側なんですか。

**坂巻洋行委員長** 近くにはあるらしいんですけど。

**山崎委員** 隣じゃなくて。

**坂巻洋行委員長** 隣じゃなく、点在しています。

**山崎委員** はい、分かりました。

**議長** そのほか、ございませんか。

どうぞ、はい。

**小川委員** 小川です。譲受人の方，それなりに御高齢なんですけど，そのほかのお二人の従事者の年齢等が分かれば。

**事務局** 年齢は分かりませんが，その2人の従事者は奥さんとお子さんになります。

**小川委員** 奥さんとお子さん。

**事務局** はい。お子さんが従事者の1人になっていますので，今後も従事していけるものというふうに判断しております。  
以上です。

**小川委員** はい，分かりました。ありがとうございます。

**飯野委員** 大体おおよその年齢で，奥さんは私と同じ同年配だと思います。息子さんは，●●歳ぐらいかな。

**小川委員** はい，ありがとうございます。

**議長** そのほかございませんか。  
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので，2番を承認いたします。  
議案第1号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。  
よって，本案は原案のとおり可決されました。  
次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

**坂巻洋行委員長** 1番について、御報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、十余二の畑●●筆、合計●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請理由は、当該地近くの会社が自社敷地内駐車場を縮小し、駐車スペースが不足したため、駐車場用地を求めていたところ、譲受人が当該地を整備し、駐車場として貸すことになったため、申請に至ったものです。

計画内容は、申請地に砕石敷き(●●m)とし、ロープにて3台分を区画します。なお、近くに高等学校があり、人通りがあることから、敷地内に切り返しスペースを設けます。工事は整地のみとし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、隣地との境界は、既設ブロックを活用し、土砂等の流出を防止します。なお、工事中はバリケードで囲い、安全面に努めます。また、工事中及び工事後のトラブル等については、申請者で対応します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責

任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

**山崎委員** 山崎です。これ拡大地図で見ると，交差点の角にあるみたいなんですけども，交差点側はフェンスとか何かつけるんですか。

**坂巻洋行委員長** いや，そっちは何もなしです。

**議長** これガードレールあったんだっけ。

**坂巻洋行委員長** ガードレールって，U字溝はあるけど，ガードレールはなかったような。

**議長** U字溝だけだな。

**坂巻洋行委員長** そうですね，はい。

**議長** よろしいですか。

**山崎委員** はい。

じゃ，もう一ついいですか。

**議長** はい，どうぞ。

**山崎委員** これ碎石●●c m 敷くんなんですけども，出入口に碎石の流出防止用のコンクリートはやる予定はなかったんですか。

**坂巻洋行委員長** 予定は分からない，聞いてないです。出入口。



**山崎委員** 道路との高低差はないのかな。

**坂巻洋行委員長** 高低差はない。

**山崎委員** ほぼレベル測定，平らで行くんですか。

**坂巻洋行委員長** はい。

**事務局** 事務局ですが，先ほどの山崎委員の質問2点ありましたが，フェンスについては，確かに先ほど委員長からの御説明のとおり，学校が近くて生徒等も行き来がありまして，その点のところについては，フェンスとかはしませんが，注意するようというようなことで，面接のほうではお願いをしております。

それから，出入口のところのアスファルトについては，特には設ける予定にはなっておりませんが，アスファルトの件だけじゃなくて，運用していく中ではいろいろと問題だったり，そういうものが発生する可能性がありますので，そういった場合には適切に対応するようにお願いをしておりますので，そういった形で御判断いただければと思います。

**山崎委員** はい，じゃ，分かりました。

**議長** よろしいですか。

そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

**酒巻委員** 酒巻です。確認なんですけど，これ入り口のところの止まれは，これ一方通行でしたっけ。

**坂巻洋行委員長** そうです。

**議長** そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。  
議案第2号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。  
総括説明を事務局に求めます。  
事務局。  
(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。  
1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

**坂巻洋行委員長** 1番について、御報告します。  
調査会資料は、15ページからになります。  
本件は、一時転用による農地造成の使用貸借許可申請です。  
申請地は、五條谷の畑●●筆、合計●●㎡です。  
当該地は1種農地に該当しますが、農地法施行令における、農地造成による、不許可の例外事由と判断しました。  
譲渡人は当該地を含め農業に従事していますが、畑の土の状態が悪く、耕作成果が上がらないことにより、譲受人による農地造成を行い、耕作成果を上げることを目的としております。  
計画内容として、現状より●●m、良質な土を盛土します。  
周囲には●●mの高さで築堤し、のり面処理を行います。のり面の

斜度は30度未満の安定のり面とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、土地の周囲については、のり面処理をした高さ●●mの築堤を行い、土砂及び雨水等を周囲に流出させないようにします。なお、工事中は誘導員を配置し、トラブルについては事業者が対応します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**村越委員** これ、埋め立てた後、作るのは誰ですか。譲渡人ですか。

**議長** 譲渡人。

**坂巻洋行委員長** 譲渡人ですね。

**村越委員** 何作るか分かりますか。

**坂巻洋行委員長** 今現在は●●です。

**議長** 今は●●だよな。

**坂巻洋行委員長** ●●です。

**事務局** 事務局です。予定でも●●というふうに言っていました。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

**坂巻洋行委員長** 2番について、御報告します。

調査会資料は、21ページからになります。

本件は、使用貸借による専用住宅、延床面積●●㎡の建築への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑●●筆、計●●㎡です。

申請地は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在、東京都●●のアパートで、家族3人で生活していましたが、アパートが手狭となり、住宅を求めていたところ、譲受人(妻)の祖父である譲渡人が土地の使用承諾をされたため、申請したものです。

計画内容は、隣接地には新設ブロック●●段及び土築堤を設置し、土砂等の流出を防ぎます。また、汚水は新設浄化槽、雨水は新設浸透ますで処理し、汚水処理水及び雨水のオーバーフロー分は市道の側溝へ排出します。

建築中は、仮設ネットフェンスで囲い、外部からの侵入を防ぎます。なお、車両等の出入りがある場合は誘導員を配置する等、安全面に努めます。

また、住宅は周辺農地への日照、通風の影響が出ないような設計としています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等につ

いて審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

**坂巻洋行委員長** 3番について、御報告します。

調査会資料は、27ページからになります。

本件は、権利要件を売買とした、畑から車両置場へ転用の許可申請です。

申請地は、逆井の畑●●筆、●●㎡です。

申請地は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は隣接地で食品工場を営み、荷物の積み等により大型のトラックが本社工場内に駐車できず、近くの待機所で小型トラックに積み替えて本社工場に入る等、作業効率を向上させるため、また、業務向上による増車も計画しているため、本社隣接の当該地が車両置場への転用候補となり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、申請地を整地、砂利敷きとし車両通行部分は●●m、駐車部分等は●●mの厚さとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲には、既存フェンス、のり面処理、新規ブロック等で土砂等流出等を防ぎます。

また、工事中はカラーコーンで囲み、ガードマンを配置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

**坂巻洋行委員長** 1番について、御報告します。

調査会資料は、33ページからになります。

本件は、柏市●●在住の申請者が、平成●●年に相続により取得したときには既に宅地となっていた農地を地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、柏市船戸の畑●●筆、合計●●㎡です。時期は不詳ですが、昭和54年には、現状のとおり宅地及び住宅となっていたようです。

なお、立証資料として平成元年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

**坂巻洋行委員長** 1 番について、御報告します。

調査会資料は、36 ページからになります。

本件は、●●の在住者が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は増尾6丁目の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者が故障し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**岡田委員** 岡田です。故障ということなのですが、もし教えてもらえるんなら、どういうことなんですか。

**坂巻洋行委員長** 何かいろいろあって、あれ最終的には何でしたっけ。

**事務局** 事務局です。主な要因は腰痛です。病院にもかかって、ある意味ドクターストップということで、このたびの申請に至ったものです。通常、腰痛ですと、皆さんそれでどうなのかなというようなお考えあるのかなと思うんですけども、この生産緑地の解除につきましては、故障の場合には医師の診断書によって、農業従事が難しいというような判断がされた場合、そしてそれを都市計画の、生産緑地の管轄、都市計画のほうでそれを了解した場合に解除されるということで、腰痛といっても一般的な腰痛ではなくて、もう重症でちょっと農業従事



は難しいという医師の判断が出されているということで、御理解いただければと思います。以上です。

**議長** ありがとうございます。  
よろしいですか。

**岡田委員** はい。

**議長** そのほかございませんか。  
はい、どうぞ。

**山崎委員** 山崎です。この従事者のほか、農業をやっている方はいなかったんですか。

**坂巻洋行委員長** 長男さんがいるんですが、農業はやっていないと。

**山崎委員** やってない。やる人もいないってことなんですか。

**坂巻洋行委員長** そうですね。

**議長** はい、どうぞ。

**金子委員** この人はよく知ってるんだけど、さっきの腰痛も、もう長いこと腰痛だと。で、奥さんも子供もいるんだけど2人ともやってなくて、ずっと1人で栗とか梅とか、畑を耕してって、で、結局もう腰痛がひどくなったということがございました。

**議長** ありがとうございます。  
よろしいですか。  
そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」、総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、議案第6号の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

**農政課** それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が新利根の田●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第2番は、野田市●●に在住の農業者が新利根の田●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第3番は、●●に在住の農業者が新利根の田●●筆、弁天下の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第4番は、●●に在住の農業者が布施の畑●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第5番は、●●に在住の農業者が布施の畑●●筆、面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第6番は、●●に在住の農業者が布施の畑●●筆、合計面

積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第7番は、●●に在住の農業者が弁天下の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第8番は、●●に在住の農業者が布施の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第9番は、●●に在住の農業者が布施の田●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第10番は、●●に在住の農業者が高柳の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

続きまして所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が布瀬の田●●筆、布瀬新田の田●●筆、合計面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

**議長** 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

御苦労さまでした。

(農政課職員退席)

**議長** 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、御了解を得たいと思います。

次回の予定を申し上げます。

12月4日月曜日、5日火曜日が調査会で、4日は午前9時から、5日は午後1時からです。場所は、4日、5日ともに、分室1の2階、第1会議室です。

担当は、農地第1調査会です。

12月8日金曜日が総会で、午後2時から、場所は分室1の2階、第1会議室でございます。

これをもちまして、第28回柏市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

(午後2時40分閉会)